

最高裁秘書第2307号

令和4年7月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉



司法行政文書開示通知書

6月28日付け（同月30日受付、第040263号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「戸倉三郎最高裁判所長官、今崎幸彦最高裁判所判事及び堀田眞哉事務総長の就任に伴う記者会見における写真取材について」と題する書面（両面で1枚、片面で1枚）
- (2) 「お知らせ」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「堀田眞哉事務総長 就任会見での代表質問について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

令和4年6月15日

各 位

最高裁判所事務総局広報課

戸倉三郎最高裁判所長官、今崎幸彦最高裁判所判事及び堀田眞哉
事務総長の就任に伴う記者会見における写真取材について

標記の取材については、下記の要領で行ってください。

記

1 日 時

令和4年6月24日（金）午後7時00分

2 場 所

最高裁判所大応接室

3 取材方法

- (1) カメラは代表撮影とします（スチルカメラ1台、ビデオカメラ1台（補助者は1名とします。））。
- (2) 撮影は、スチルカメラ及びビデオカメラともに、着席後、談話発表の間（新長官の場合のみ）及び代表質問の第1問目の終了まで行うことができます。
- (3) 録音は、談話発表の間（新長官の場合のみ）及び代表質問の第1問の部分に限り行うことができます（記者の備忘のための録音は引き続き行うことができます。）。
- (4) 撮影位置は、別紙図面に表示したとおりです。
- (5) 大応接室以外での撮影は、一切できません。
- (6) 三脚を使用することはできますが、脚立は使用しないでください。
- (7) 照明は、ストロボ又は手持ちライトを使用してください。
- (8) 当日は、戸倉最高裁長官、今崎最高裁判事、堀田事務総長の順で記者会見が行われる予定ですので、戸倉最高裁長官の記者会見における撮影が終了した後及び今崎最高裁判事の記者会見における撮影が終了した後は、取材カメラマンは、一旦、カメラ、マイク等を残置し、電源を切って、記者会見場から退出してください。
- (9) 取材中及び取材後に退室する際は、静粛かつ円滑に行われるよう広報課員の指示に従ってください。
- (10) 取材に当たっては、広報課員の指示に従ってください。

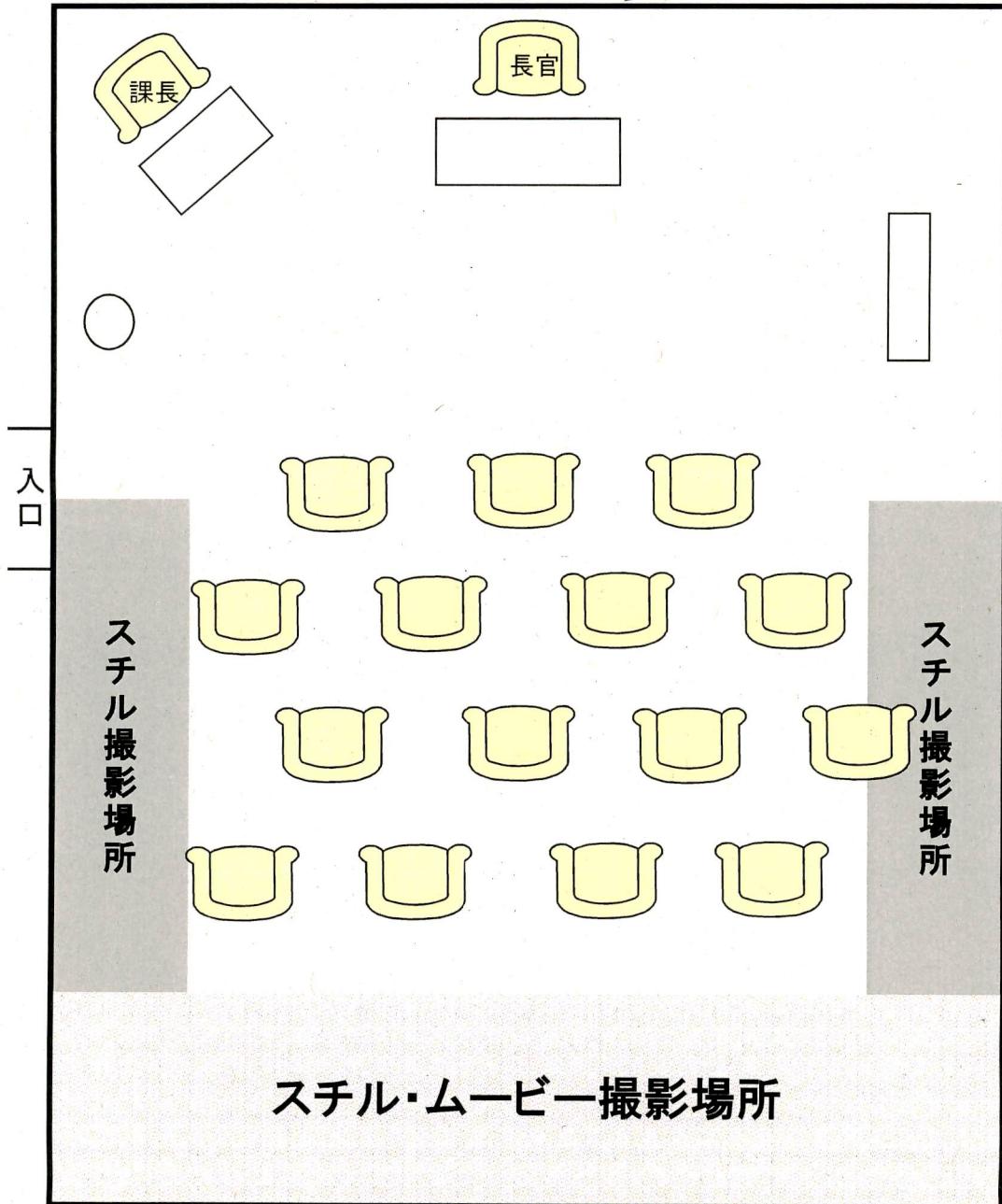
4 集合時刻等

- (1) 取材カメラマンは、午後6時30分までに裁判所西玄関にお集まりください。広報課員の誘導があるまでは西玄関（車両で入庁された場合には、駐車スペース内の車中）で待機してください。
- (2) ビデオカメラは、午後6時55分までにセットアップしてください。
- (3) カメラマン及びその補助者等は、必ず自社腕章を着用してください。
- (4) 撮影が終了した後、カメラマン等は、記者会見場から退室してください。

5 その他

- (1) 新型コロナウィルスの感染防止策として、マスクの着用や手指のアルコール消毒

4 F 大 応 接 室



令和4年6月15日

司法記者クラブ 御中

最高裁判所事務総局広報課

お 知 ら せ

戸倉三郎最高裁判所長官、今崎幸彦最高裁判所判事及び堀田眞哉事務総長の就任会見を下記のとおり行います。

記

1 戸倉三郎最高裁判所長官

(1) 日時 6月24日(金)午後7時00分

(2) 場所 最高裁判所大応接室

2 今崎幸彦最高裁判所判事

前記1の記者会見に引き続いて同所において行います。

3 堀田眞哉事務総長

前記2の記者会見に引き続いて同所において行います。

4 当日は、最高裁記者会室に午後6時40分までにお集まりください。

堀田眞哉事務総長 就任会見での代表質問について

◎質問 1

事務総長に就任されるにあたり、ご所感と抱負についてお聞かせください。

◎質問 2

社会の多様化にも伴い法的な救済を求める国民の声は増えております。裁判手続きのIT化に向けた動きも進んでいるところ、国民の求めにスピード感をもってこたえるためにどのような課題があるとお考えでしょうか。また、裁判員制度には来年から若い世代が参加することになりますが、制度の運営にあたってどのような課題があるとお考えでしょうか、あわせてお聞かせください。

◎質問 3

裁判官としてこれまでのご経験の中で特に印象に残っていることや、大切にされているお考えについてお聞かせください。